平成２４年（フ）第６７号
北九州市門司区緑ケ丘９番８―302号
債務者　西　　文枝
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１０３号
福岡県遠賀郡岡垣町東高陽３丁目12番５号
債務者　柴田　　学
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２２１号
山口市佐山945番地140
債務者　藤本　和義
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２２号
山口市佐山945番地140
債務者　藤本　美香
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２７号
山口市鋳銭司5915番地１
債務者　中原　朱美
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
山口市米屋町２番４号
債務者　吉田　公子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３号
山口県防府市東三田尻２丁目６番18号
債務者　石丸　憲一
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７５号
東京都町田市小川1256番地14
債務者　田中由美子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１００号
東京都立川市柏町４丁目46番地の10
債務者　樋口美奈子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２５号
東京都東大和市奈良橋１丁目300番地の11
債務者　春山　家光
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２６号
東京都東大和市奈良橋１丁目300番地の11
債務者　春山トモ子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２７号
岡山市中区桑野112番地36　サンヴィレッジ操明Ｄ101
債務者　中本圭一郎
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９号
岡山市北区東古松４丁目３番10号　ホークメゾン703号
債務者　伊坂佐与子
1　決定年月日時　平成24年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７７６号
岡山市東区目黒町141番地17
債務者　植田　　誠
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２号
岡山市北区上中野１―４―11　２Ｆ、住民票上の住所福岡県遠賀郡遠賀町浅木３丁目12番２号
債務者　木村ひとみ
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３号
岡山市東区西大寺中野22番地１
債務者　坂本美也香
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５２号
岡山市南区藤田912番地２
債務者　勝間　敬三
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部